

子ども医療費

支給対象を拡大

子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正

7月1日から、小学校高学年（4年生から6年生）の入院の場合の自己負担額が1日500円、1カ月につき

3500円と軽減されます。
小学校高学年の入院以外の場合は、これまでどおり自己負担相当額を負担する必要があります。
(5ページに関連記事)

区分	入院の場合	入院以外の場合
低学年児童 (1～3年)	1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。	1月につき600円。(自己負担分相当額が600円に満たない時は、当該額。)
高学年児童 (4～6年)	1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。 (今回拡大した部分)	自己負担分相当額の全額

子ども医療費の自己負担額（7月1日から）

3月補正予算

一般会計 25億4,336万5千円減額

総額 271億9,513万4千円

国民健康保険特別会計 208万5千円増額

総額 59億9,435万円

後期高齢者医療特別会計 補正なし

総額 6億1,949万3千円

介護保険特別会計 2億579万4千円減額

総額 54億9,135万6千円

住宅新築資金会計 補正なし

総額 2,634万7千円

水道事業会計 1,182万7千円減額

総額 11億4,120万円

総額/27億5,098万1千円減額の404億6,788万円

一般会計補正の主なもの

(歳入)

財政調整基金繰入金 3億9,360万4千円増
市債(借金) 20億1,890万円減

(歳出)

ケーブルネットワーク基盤整備事業 20億2,111万1千円減
(7ページに関連記事)

かんがい施設等整備工事 1億1,950万円増
道路改良工事(3カ所) 5,097万円減
災害復旧工事等 9,751万2千円減



ケーブルテレビジョン